



暴追とちぎ

第38号

平成21年5月



▲市貝町芝ざくら公園

財団法人 栃木県暴力追放県民センター
宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F TEL028(627)2995

着任のご挨拶

栃木県警察本部長

石川 正一郎



本年2月9日付けで警察本部長に着任しました石川正一郎でございます。

皆様方には、平素から、暴力団排除活動を始め、警察活動各般にわたって多大なるご支援をいただき、誠にありがとうございます。財団法人栃木県暴力追放県民センターが、業務を円滑に進めることができますのも、役員、賛助会員の方々を始めとする各界の皆様方の尊いご尽力によるものであり、ここに改めて御礼を申し上げます。

さて、当センターが発足したのは平成3年のことであります。当時は山口組が地方の暴力組織を次々と飲み込む勢力拡大を続け、それに伴う対立抗争事件が各地で発生し、全国を震撼させておりました。その後、暴力団対策法の度重なる改正により、組員らに対する行為規制や幹部に対する損害賠償責任が拡大され、また、警察と行政機関の連携強化により、公営住宅や公共工事から暴力団を排除するための新たな対策が導入されるなど、各界各層からの暴力団排除が進み、社会全体の力が暴力団を追い詰めつつあります。

しかし、暴力団は、山口組を始めとする広域三団体への寡占化と組織の不透明化を進め、警察に対する組織防衛を徹底しております。また、かつては御法度とされていた窃盗事件や、不良外国人と結託した強盗・窃盗を敢行し、あるいは、ヤミ金融や振り込め詐欺の背後で暗躍するなど、なりふり構わず資金を得ようと奔走しております。

暴力団は警察の取締りを恐れています。同時に、“暴力を許さない”200万県民の監視の目と勇気ある団結を最も恐れております。この県民の団結の要となり、安全で安心な地域社会の実現に大きく貢献されている財団法人栃木県暴力追放県民センターに心から敬意を表します。

暴力団排除に向けた県民の団結を促す原動力となるべきは、もとより警察の責務であり、私どもは与えられた権限を最大限に行使して事件検挙と暴力団の悪性を暴くことが使命であります。このため、県警察は悪質な広域暴力団に的を絞り、その主要構成員を長期隔離し、資金源を叩き、武器庫を摘発するための捜査を強力に推進してまいります。

暴力団壊滅のため、県警察がその本分を尽くすこと、また、皆様の勇気ある活動を誠実に支援させていただくことを、改めてお約束して、私の着任のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成20年度 第2回理事会・評議員会の開催

平成21年3月26日「アピア」において、(財)栃木県暴力追放県民センター平成20年度第2回理事会・評議員会が開催され、平成20年度収支補正予算案、平成21年度事業計画及び予算案が可決承認されました。



平成21年度 暴力追放県民センター事業計画

1 広報啓発活動事業

- 暴排標語表示シートの掲出、バス車内広告、電飾看板の設置、新聞広告広報
- 暴排ビデオの貸出
- 機関誌「暴追だより」・暴追マニュアル、暴追ポスター・暴追カレンダー等の作成配付
- バスラッピング掲出

2 組織支援事業

- 地域、職域からの暴力団排除活動支援
- 行政対象暴力の排除
- 不当要求防止セミナー
- 賛助会員に対する支援

3 暴力相談事業

- 警察・弁護士会・センター三者協定による民事介入暴力事案に対する事案処理チームの編成
- 民事介入暴力1日相談所の開設
- 暴力相談委員の研修
- 毎月第3水曜日「弁護士相談の日」の開設

4 少年保護活動事業

- 暴力団組織加入強要、勧誘、離脱妨害等少年に対する暴力団の影響を排除するための諸活動
- 少年指導員に対する研修会の開催
- パンフレット、チラシ等の配付

5 暴力団離脱者支援活動

- 暴力団離脱者支援活動
- 社会復帰対策協議会の開催

6 救済事業

- 暴力団員等の犯罪行為被害者に対する見舞金の支給
- 暴力団事務所明渡訴訟、損害賠償請求訴訟の無利子貸付支援
- 暴力団排除活動推進者に対する資機材の貸出支援

7 責任者講習事業

- 各事業所、県市町等が選任した不当要求防止責任者に対する責任者講習会の開催



平成20年度…………… 暴力相談事業

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの暴力相談受理状況は次のとおりです。



1. 相談受案件数

440件
前年比+17件

2. 相談内容

相談区分	処理別 受案件数		処 理 状 況					
	20年	前年比	センター処理		警察引継		弁護士引継	
			20年	前年比	20年	前年比	20年	前年比
刑事事件に関する相談	13件	-5	6件	-5	7件	+2	0件	-2
法第9条各号に関する相談	145件	+3	115件	-8	25件	+13	5件	-2
離脱に関する相談	10件	+4	5件	+1	5件	+3	0件	±0
事務所立退きに関する相談	3件	-1	0件	-1	2件	+1	1件	-1
センター事業に対する相談	6件	+6	6件	+6	0件	±0	0件	±0
その他	263件	+10	253件	+10	4件	-2	6件	+2
合計	440件	+17	385件	+3	43件	+17	12件	-3

3. 相談の傾向

相談受案件数が前年度より増加したことは、各種広報活動の成果が暴追センター認知度向上として現れたものと思われま。

不当要求行為者は暴力団に限らず、エセ右翼、エセ同和行為及び正体不明の団体等でした。

相談内容は、因縁を付け金品要求行為、悪質クレーマーによる不当要求事案が目立ちました。

業種別順位は、保険業、建設業、サービス業でした。

不当要求防止責任者講習

栃木県暴力追放県民センターでは、栃木県公安委員会からの業務の委託を受け、暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者講習を実施しています。

不当要求防止責任者の選任の届出

事業所は、選任した不当要求防止責任者を公安委員会（管轄する警察署刑事課）に対して届出します。

講習の内容

- ◎暴力団の現状と動向
- ◎不当要求行為に対する被害防止対策
- ◎弁護士からみた暴力団対策

等について、警察本部刑事部組織犯罪対策課、栃木県弁護士会、暴力追放県民センターの講師による講義のほか、ビデオを活用しての講習を行います。

お問い合わせ先

栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策課内「責任者講習担当係」

電話028-621-0110（代表）内線4462

（財）栃木県暴力追放県民センター

電話028-627-2995

ホームページから開催状況がご覧になれます。<http://boutsui-tochigi.or.jp/>



暴力追放排除活動功労者表彰

財団法人栃木県暴力追放県民センター会長表彰

3月26日開催された平成20年度第2回理事会・評議員会において、平成10年5月から（財）栃木県暴力追放県民センターの理事として、暴力団等反社会的勢力の排除活動に貢献した下記の功労者に感謝状を贈呈しました。



○暴力追放排除活動功労者

栃木県銀行協会
専務理事
倭文^{かず}一彦^{ひこ}氏

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同しご支援、ご援助いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしています。

●賛助会費 年額（口数は、何口でも結構です。）

法人・団体 一口 10,000円
個人 一口 5,000円

- 会員の方には「賛助会員証」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」・暴力団対策の資料の送付、「ぼうついとちぎ」による暴力団情報等の提供を行います。

- 入会のお申込は事務局へご連絡ください。

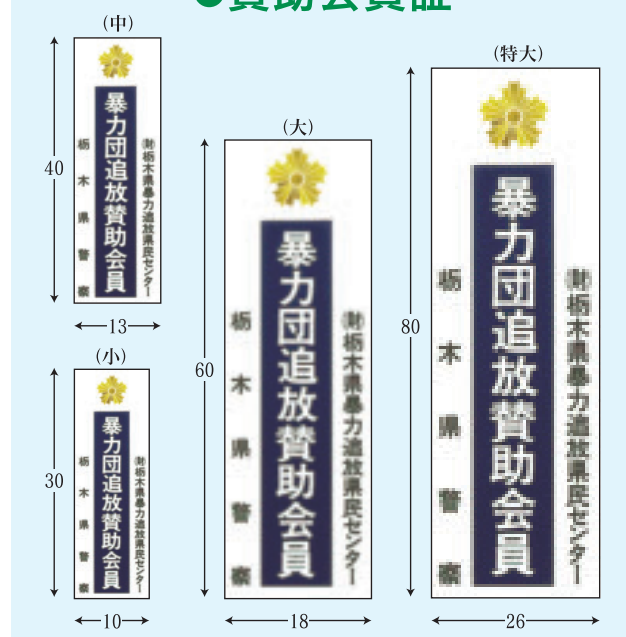
事務局

宇都宮市栄町5番7号栃木県栄町別館2F
財団法人 栃木県暴力追放県民センター

電話／028-627-2995

FAX／028-627-2996

●賛助会員証



暴力団等反社会的勢力による悩み、困りごとは

財団法人 **栃木県暴力追放県民センター** へご相談ください

相談電話 **028-627-2600**

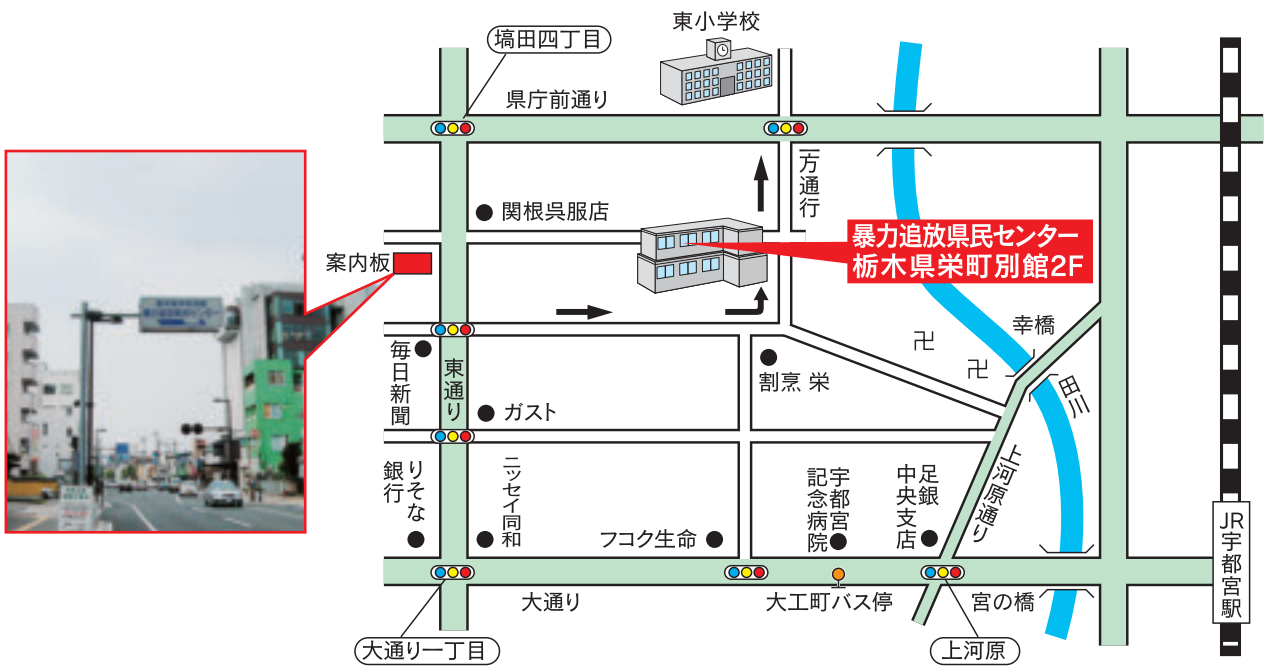
事務局 宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談員が常駐し、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分～4時です。
- 相談は、面接のほか電話や手紙でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
午前9時～午後5時



栃木県暴力追放県民センター案内図



暴追とちぎ平成21年5月号(通巻38号)表紙写真

市貝町 芝ざくら公園

平成18年4月、市貝町北部に位置する塩田調整池(芳那の水晶湖)の隣接地にオープンしました。植栽面積は約2.2haと本州最大級の広さを誇り、小貝川をイメージして配置された4色の芝桜の彩りが見る人を魅了します。

毎年4月上旬から5月上旬にかけて芝ざくら祭りが催され、多くの人々が当地を訪れます。

大鹿幸雄(当センター)撮影

